

(別紙2)

意見募集を実施した際の指針（改定案）からの変更点

「適正な電力取引についての指針（改定案）」に対する意見募集を実施した際の「適正な電力取引についての指針（改定案）」からの変更点は以下のとおりです。

	修正箇所	修正内容（下線部のとおり）	備考
1	第二部IV. 2. (2) — 1. ⑤	改正後欄に、以下を追記する。 「⑤ 一般送配電事業者の送配電等業務における差別的取扱いの禁止 ア (略) イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 送配電等業務について、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与える行為があると認められる場合は、当該一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第23条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。 「特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与える行為があると認められる場合」とは、例えば、以下のような場合をいう。 i ~ v (略)	技術的修正

		<p>また、一般送配電事業者が、送配電等業務における系統運用、情報の取扱い、需要家への対応、託送供給等業務におけるサービスの提供等を行うに当たり、例えば、以下のように当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門、発電部門又は特定卸供給部門を含む。）や特定の配電事業者（配電事業を営もうとする者を含む。）と他の発電事業者、小売電気事業者、特定卸供給事業者や配電事業者（配電事業を営もうとする者を含む。）を差別的に取り扱うことは、他の発電事業者、小売電気事業者、特定卸供給事業者や配電事業者（配電事業を営もうとする者を含む。）の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶、差別取扱い等）。ただし、一般送配電事業者が、情報提供の目的、情報の内容や正確性等を勘案し、特定の事業者に対して情報提供を行い、当該情報提供に合理性が認められる場合には、原則として、<u>独占禁止法上問題とはならない</u>（需給ひっ迫時等の緊急時において、安定供給を確保することを目的として、迅速に対応することが可能な事業者（例えば、特定関係事業者や調整力契約者、自家発電等設備を有する需要家に小売供給を行う小売電気事業者等）に対し、連携のために必要な情報の共有を行う場合等）。</p> <p>（略）」</p>	
2	同上	<p>改正前欄に、以下を追記する。</p> <p>「⑤ 一般送配電事業者の送配電等業務における差別的取扱いの禁止</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p>	技術的修正

送配電等業務について、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与える行為があると認められる場合は、当該一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第23条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。

「特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与える行為があると認められる場合」とは、例えば、以下のような場合をいう。

i～v （略）

また、一般送配電事業者が、送配電等業務における系統運用、情報の取扱い、需要家への対応、託送供給等業務におけるサービスの提供等を行うに当たり、例えば、以下のように当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門、発電部門又は特定卸供給部門を含む。）や特定の配電事業者（配電事業を営もうとする者を含む。）と他の発電事業者、小売電気事業者、特定卸供給事業者や配電事業者（配電事業を営もうとする者を含む。）を差別的に取り扱うことは、他の発電事業者、小売電気事業者、特定卸供給事業者や配電事業者（配電事業を営もうとする者を含む。）の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶、差別取扱い等）。ただし、一般送配電事業者が、情報提供の目的、情報の内容や正確性等を勘案し、特定の事業者に対して情報提供を行い、当該情報提供に合理性が認められる場合には、原則として、独占禁止法上問題とはならない（需給ひっ迫時等の緊急時において、安定供給を確保することを目的として、迅速に対応するこ

		<p>とが可能な事業者（例えば、特定関係事業者や調整力契約者、自家発電等設備を有する需要家に小売供給を行う小売電気事業者等）に対し、連携のために必要な情報の共有を行う場合等）。</p> <p>（略）」</p>	
3	<p>第二部Ⅳ. 2. (2) — 2. イ</p>	<p>ii について、「なお、一般送配電事業者が上記 (2) — 1 ⑧イ i の災害対応準備業務や災害時の復旧業務（以下「災害対応」という。）をその特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等（以下この ii において「特定関係事業者等」という。）に委託する場合にあっては、災害対応に必要な情報を当該特定関係事業者等に参照可能とすることが考えられる。他方で、そうした情報を当該特定関係事業者等に参照可能とするに当たっては、一般送配電事業者は、託送供給等業務において知り得た情報の目的外利用や送配電等業務における差別的取扱いが禁止され、かつ、上記 (i) のとおり非公開情報の管理の用に供するシステムにおいては特定された者のみが非公開情報を入手することができるものとするところをはじめとする体制整備等が求められていることを踏まえて行う必要がある。一般に、特定関係事業者等に参照可能とすることが認められる情報であるかは、そうした一般送配電事業者に課せられている規制の趣旨に照らし個別具体的に判断されるべきであるが、災害対応において特定関係事業者等が参照可能とすることが認められる非公開情報としては、以下の「災害対応時における情報利用の類型」に対応した「情報項目」の情報（以下「災害対応情報」という。）が考えられる。<u>その上で</u>、災害対応情報を非公開情報の管理の用に供するシステムを用いて特定関係事業者等に参照可能とする場合、特定関係事業者等が当該システムにおいて災害対応情報以外の情報を入手することができないこととする措置（以下「マスキング措置」という。）を講じている場合には問題とならない。」に修正する。</p>	技術的修正
4	同上	<p>iii のただし書について、「ただし、次に掲げるシステムであって、託送供給等業務及び再生可能エネルギー電気特措法第 2 条第 5 項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第 2 条の 7 第 1 項に規定す</p>	技術的修正

		る一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために非公開情報を取り扱うことができないものであることが確保されたものを特定関係事業者と共用することについては、この限りでない。」に修正する。	
5	同上	iii (ii) について、「令和六年四月一日時点において特定関係事業者と共用しないものとするための措置を完了していないシステムであって、当該措置を適切に完了するために必要と認められる期間を経過していないもの」に修正する。	技術的修正
6	同上	vi について、「当該一般送配電事業者の従業者が託送供給及び電力量調整供給の業務その他その一般送配電事業の業務を実施するに当たり遵守すべき規程並びにこれらの業務の方法及び手順に係るマニュアルの整備その他の当該従業者が当該業務を実施するに当たり法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は約款若しくは業務規程その他の規則をいう。以下同じ。）に適合しない行為又は電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害する行為を行わないようにするための必要な措置を実施する管理部門、委員会その他の組織（以下「管理部門等」という。）を置くものであること。」に修正する。	技術的修正
7	同上	vii について、「管理部門等をして、当該一般送配電事業者の従業者が託送供給及び電力量調整供給の業務その他その一般送配電事業の業務を実施するに当たり遵守すべき規程並びにこれらの業務の方法及び手順に係るマニュアルの整備その他の当該従業者が当該業務を実施するに当たり法令等に適合しない行為又は電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害する行為を行わないようにするための必要な措置を実施させるものであること。」に修正する。	技術的修正
8	同上	x iii について、改定後欄及び改定前欄の「あること。」に傍線を付す。	技術的修正
9	第二部IV. 2. (2) — 3. イ	「例えば、以下の「情報利用の態様」欄に掲げる利用行為は、「影響」欄に掲げるような電気供給事業者間の適正な競争関係への影響を及ぼすものとして、問題となる。」に修正する。	技術的修正
10	同上	「このような状況において、一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門、発電部門又は特定卸供	技術的修正

		給部門を含む。)が、一般送配電事業者が託送供給等業務を通じて知り得た発電事業者、小売電気事業者、特定卸供給事業者又はその顧客に関する情報をその事業活動に不当に利用することは、当該発電事業者、当該小売電気事業者又は当該特定卸供給事業者の競争上の地位を不利にし、その事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引妨害等）。」に修正する。	
--	--	--	--